

**戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託
選定プロポーザル募集要項**

**令和7年3月
姫路市**

1 募集の概要

(1) 業務名称

戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託

(2) 業務目的

戸籍法（昭和22年法律第224号）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）の施行にあたり、戸籍の氏名への振り仮名記載に係る業務を迅速・正確に実施するとともに職員負担の軽減に資することを目的とする。

(3) 業務場所

本市が指定する場所

(4) 業務内容

①通知書作成・発送業務

基準日以降の戸籍よりデータ抽出等を行い、圧着ハガキでの通知書等の印刷作業ののち、分割発送（最大6回）、8月末までに通知を完了する。

②コールセンター等業務

問い合わせ対応のほか、通知返戻分、届書送付希望者への郵送についても対応を行う。

また、同時期に実施する住民基本台帳における旧氏の振り仮名の通知についての問い合わせについても同様に対応を行う。

③届出受付・マイナポータル案内等窓口業務

本庁、出先事務所に設置の臨時窓口等での書面届け出の審査・受付等戸籍の氏名への振り仮名記載関係業務を行うとともに、マイナポータルでの届け出について、案内及び届け出支援を行う。

④届書入力等処理業務

窓口、郵送、マイナポータル及び他自治体で届け出があった戸籍届の入力等処理や、住民票の9条2項通知の処理等を実施する。

※業務内容、想定件数等の詳細については要求水準書を参照すること

(5) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(6) 提案上限金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）

90,000千円

※提案上限金額は契約時の予定額を示すものではなく、現時点の事業規模を示すためのものであり、令和7年姫路市議会第1回定例会において令和7年度予算が可決されない場合は、本案件を中止する。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (2) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制

定。以下「暴力団排除要綱」という。) 第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。

(3) 姫路市税(以下「市税」という。)、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない法人であること。

(4) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について(平成23年姫路市告示第408号)により業者登録名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。)の規定による指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。)がなされていないこと。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(8) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(9) 令和2年4月1日以降、契約締結日時点で人口20万人以上の地方公共団体において、

①通知書等の作成・発送業務、②コールセンター等業務、③申請受付等窓口業務

④申請書類の入力等処理業務、⑤マイナポータルを利用した申請支援等業務

の5業務のうち、4種類以上の業務の履行実績を元請として有していること。なお、各業

務は契約が一括でも個別でも構わないものとする。

- (10) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はISMS認証を受けていること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市市民局市民生活部住民窓口センター 戸籍担当

(以下「住民窓口センター」という。)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2352

FAX (079) 221-2357

(2) プロポーザルに係る書類等を示す期間及び場所

プロポーザルに係る書類等を示す期間	令和7年（2025年）3月19日（水）から 令和7年（2025年）5月26日（月）まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	住民窓口センター（姫路市ホームページにも掲載） https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030322.html

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日 時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年3月19日（水）
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年3月28日（金） 午後4時
3	参加資格確認結果の通知	令和7年4月2日（水）
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年4月9日（水） 午後4時
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年4月15日（火） 午前10時（予定）
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年4月25日（金） 午後4時
7	提案内容のヒアリング（実施する場合）	令和7年5月12日（月）（予定）
8	契約候補者の特定	令和7年5月16日（金）（予定）
9	契約候補者の通知	令和7年5月16日（金）（予定）
10	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年5月26日（月）（予定）

5 参加表明手続及び参加資格の確認

- (1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書（様式第1号）
- (イ) 履歴事項全部証明書（令和6年12月19日以降に発行された最新のもの（写し可））
- (ウ) 業務実績調書（様式第2号）
- (エ) 姫路市税の納税証明書（一般競争入札参加用）（公告日以後に発行されたもの（写し可）、市税の納税義務がある場合に限る。）
- (オ) 国税の納税証明書（税務署様式その3の3。）（公告日以後に発行されたもの（写し可））
- (カ) 公告日時点において有効なプライバシーマーク認証又はISM認証を証する書面（写し可）

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年（2025年）3月19日（水）午前9時から 令和7年（2025年）3月28日（金）午後4時まで（本市の休日を除く。）
閲覧の場所	住民窓口センター (参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。) (https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030322.html)

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

オ 提出場所

住民窓口センター

カ 提出期間（参加表明受付期間）

令和7年3月24日（月）午前9時から同月28日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（受付期間最終日を除く。）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

（2） 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年4月2日（水）までに参加資格確認通知書を電子メールの送信により通知するとともに、到達確認のため電話連絡を行う。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間終了日とする。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年4月9日（水）正午までに、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により住民窓口センターに提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

ア 提出書類

質疑書（様式第3号）

イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

ウ 提出場所（送信先アドレス）

shimin@city.himeji.lg.jp

エ 提出期限

令和7年4月9日（水）午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

ア 回答開始日時

令和7年4月15日（火）午前10時（予定）

イ 回答方法

回答は、姫路市ホームページに掲載する。

- (3) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託プロポーザル提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

- (2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式6-1～8号（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとすること。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達の記録が確認できるものによること。

(4) 提出場所

住民窓口センター

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年4月22日（火）正午から同月25日（金）午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄においては、この限りではない。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 ヒアリングの実施

(1) 提案者は、前項の規定により提出した提案資料についてヒアリングを受けなければならぬ。なお、ヒアリングの開催日時、場所等の詳細については、提案受付期間終了後、別途通知する。

(2) ヒアリングは、提案資料の概要説明及び質疑応答により実施するものとし、補完的な資料の提出は認めない。

(3) 正当な理由なくヒアリングを欠席した場合は、失格となる場合がある。

10 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、ヒアリングを実施の上、第8項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託審査委員会において実施する。

ウ 戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託審査委員会において、提案資料及びヒアリン

グの内容により、提案内容の全てについて総合的に判断し、審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

エ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目	評価基準	配点	得点
業務遂行能力	(1)過去の業務実績 ・令和2年4月1日以降、契約締結日時点で人口20万人以上の地方公共団体において、①通知書等の作成・発送業務、②コールセンター等業務、③申請受付等窓口業務、④申請書類の入力等処理業務、⑤マイナポータルを利用した申請支援等業務の履行実績を元請として有しているか（実績がある1業務ごとに1点、そのうち3自治体以上の実績があれば1業務ごとに1点加点。例：①、③～⑤の履行実績があれば4点、そのうち③～⑤で3自治体以上の実績があれば3点加点し、計7点）	10点	20点
	(2)事業体制 安定的に事業を遂行するにあたり、業務を遂行するための体制は妥当か（保有する従事者数、本業務への想定職員数、事業拠点数など）	5点	
	(3)情報管理能力 個人情報等にかかる情報管理体制は妥当か（認証資格の保有状況、設備・研修等の社内体制など）	5点	
提案内容	(1)業務実施方針 ・本業務の課題及び課題解決等についての認識が妥当か。（戸籍・住民基本台帳業務や、戸籍法改正の趣旨や振り仮名制度の内容等を踏まえ、業務内容を正しく理解しているか。また、各社の持つ実績や当該知識を本業務にどう活かすかなど）	10点	80点
	(2)業務体制 要求水準書を踏まえた上で、効果的なものとなっているか（本業務の指揮命令・責任体制などの組織体制、責任者（統括・現場等）の能力・経験、指揮命令系統、非常時や苦情処理体制、再委託を予定している場合は委託先・委託する業務内容など）	10点	
	(3)人員体制 要求水準書を踏まえた上で、業務の効率性や質の安定性が図れるものとなっているか（4つの各業務について業務従事者の席数等の配置体制やシフトローテーション、事務フロー、進捗管理方法など）	15点	

(4)研修体制	業務開始前後の両方で必要な人材育成・研修体制が整えられているか（接遇、各業務の履行に必要な戸籍等の知識、守秘義務・個人情報の保護等）	10点	
(5)独自提案	①窓口や郵送での届出者数の抑制に繋がる取り組みは効果的、効率的であり、かつ提案上限金額内で実施できるものになっているか（マイナポータル届け出への誘導・支援策等）	15点	
	②対象者の利便性向上に繋がる取り組みは効果的、効率的であり、かつ提案上限金額内で実施できるものになっているか（窓口等の時間短縮、高齢者等デジタル弱者への対応策等）	10点	
	③その他市民サービスの向上、職員負担の軽減に繋がる取り組みは効果的、効率的であり、かつ提案上限金額内で実施できるものになっているか	5点	
(6)コスト	本業務に係る経費の算出に具体的な根拠があり、現実性・合理性があるか。また、コストダウンの取り組みや工夫がなされているか。	5点	

※評価項目の「業務遂行能力」中の「(1)過去の業務実績」以外は、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式7に記載された受託希望金額を対象として、次の方
法により評価点を算出する。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を
第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である20点を付与し、そ
の他の提案者の評価点は、20点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金
額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格
又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額につ
いては評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$20\text{点} \times (\text{全提案中最低の受託希望金額} / \text{事業費（受託希望金額）})$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価

点の合計により算出する（満点 120 点）。なお、総合評価点算出後に同号イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。また、提案等に関する審査員全員の評価点の平均点が 30 点を下回る場合は、その提案者を失格とする。

(3) その他

- ア 提案者が 1 者の場合でも、提案資料の審査を実施する。
- イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。
- ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。
- エ 契約候補者の特定を令和 7 年 5 月 16 日（金）（予定）に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかつた提案者については、その旨を別途書面で通知する。
- オ 特定された契約候補者は、令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 4 時までに、本件業務の見積書を住民窓口センターに提出すること。
- カ 特定された契約候補者名、契約締結予定日及び審査結果については、令和 7 年 5 月 26 日（月）を目途に姫路市ホームページに掲載する。
- キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

1 1 契約の方法

- (1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、前項第 1 号エと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）第 29 条の規定を適用する。

1 2 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第 10 項第 1 号エの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により住民窓口センターに持参又は郵送（書留郵便等、配達の記録が確認できものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 3 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第91号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) 提案資料の審査に際し、提案等に関する審査員全員の評価点の平均点が30点を下回る者
- (7) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1.4 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1.5 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1.6 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなったり、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しないことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくなったり、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合その他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙審査結果公表書（案）のとおり、各評価項目及び評価基準の得点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条

例第7条第2号の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。

公募型プロポーザルの審査結果について

令和7年3月19日付で公募型プロポーザルの公告を行った「戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託」について、戸籍の氏名への振り仮名記載等業務委託審査委員会の審査の結果、下記のとおり受託者を特定し、契約を締結したので公表します。

記

- 1 参加業者（五十音順）
株式会社 □□□□
△△△△ 株式会社
株式会社 ○○○○
株式会社 ○○○○

- 2 契約相手方名
株式会社 ○○○○○

- 3 契約金額
○○, ○○○, ○○○円（税込）

- 4 契約締結日
令和7年5月XX日

5 審査結果

評価項目		A社	B社	C社	D社	配点
業務遂行能力	(1)過去の業務実績	4.83	8.67	7.17		10
	(2)事業体制	3.67	3.17	4.33		5
	(3)情報管理能力	3.17	2.33	3.33		5
	(1)業務理解度	6.33	8.50	7.17		10
	(2)業務体制	9.00	8.83	7.80		10
	(3)人員体制	13.50	12.00	11.50		15
業務実施計画等	(4)研修体制	8.25	7.75	8.50		10
	(5)独自提案①窓口等の届出者数の抑制	12.5	11.33	13.33		15
	②対象者の利便性向上	8.25	7.33	9.00		10
	③その他市民サービスの向上等	3.67	3.17	4.33		5
	(6)コスト	3.25	3.75	4.00		5
	事業費に関する評価※	20	18.5	16.25		20
総合評価点(合計)		96.42	95.33	89.54		120
備考		特定			辞退	

※小数点以下第三位を四捨五入して表記しています。なお、審査については四捨五入を行わざ実施しております。

6 審査の講評

○○・・・・

以上